

戸田市自治基本条例推進委員会を実効性のある組織として設置するため、戸田市自治基本条例の本旨に基づき、推進委員会で所掌する内容などを話し合いの上、決めていく推進委員会検討懇談会を設置し、検討を進めてきました。

戸田市自治基本条例推進委員会条例は、懇談会での検討結果が形になったものことから、条文とともに、この内容を「協議の足あと」として掲載することとしました。

（趣旨）

第1条 この条例は、戸田市自治基本条例（平成26年条例第13号。以下「条例」という。）第20条第3項の規定に基づき、戸田市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

【協議の足あと】

条例では、実効性を確保するため、この条例に関することを諮問する機関として、委員会を置くこと、この委員会は市民を含む多様な委員構成とすること、組織及び運営に必要な事項は別に定めることを規定しています。また、4年を超えない期間ごとに、条例の見直しの検討を行うことを規定しています。

懇談会における議論の結果、委員会の在り方については、行政が議題を提案し、それに対する意見を聴くだけの会ではなく、市民・議会・行政が自分たちで進めていけることは何なのかなどを主体的に考え、また、実行していく組織になれば良いという方向でまとまりました。

条例の推進には、成功事例を積み重ねていくことが重要なので、委員会が、それを生み出し、共有し、広める仕組み、仕掛けを考える場になれば良いという委員会への思いも話し合われました。

具体的なテーマを推進委員会のみで扱えないようであれば、分科会を設置するのが良いという結論に至りました。ただ、分科会活動を継続するには具体的な目的、目標やモチベーションが必要になるので、分科会は常設とせず、必要なテーマによって、目的や目標を定め、その都度設置していくという方向でまとまりました。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について、調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

（1） 条例の運用に関すること。

- (2) 条例の普及・啓発に関すること。
- (3) 条例の見直しに関すること。
- (4) その他条例に関すること。

【協議の足あと】

懇談会では、町会・自治会を始めとしたまちづくりに取り組んでいる人、また、何か機会があればこれから取り組もうとする人など様々な人がいるが、委員会はそのような人たちを応援し、まちづくり活動をサポートする仕組みとして機能することが望ましいという意見でまとまりました。

また、まちづくりの担い手を増やし、それらがつながるよう、交流のきっかけとして機能すること、これまで地域の活動に参加していなかった市民の参加が促進されることなどが委員会で図られれば良いということも懇談会でまとまったところです。

所掌事項の「条例の運用に関すること。」には以上のようなことを行っていくという意味が含まれており、委員会が多くの可能性を秘めていることを表しています。

「条例の普及・啓発に関すること。」においては、条例の存在すら知らない人が多いのが現状なので、条例の趣旨を周知・発信していくことが重要であり、これを実行する場になれば良いという結論に至りました。

「条例の見直しに関すること。」は、自治が推進され、条文のバージョンアップが必要な場合に見直しができるよう、一定期間での見直し検討を条文に位置付けたという戸田市自治基本条例検討市民会議での検討経緯があるので、これを所掌事務として規定することとしました。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 2 (1) 戸田市自治基本条例検討市民会議参加者
- 3 (2) 市民(条例第3条第1号に定める「市民」をいう。)
- 3 (3) 市内の各種団体の推薦を受けた者
- 2 (4) 市議会議員
- 2 (5) 市職員
- 1 (6) 学識経験者
- (7) その他、市長が必要と認める者

【協議の足あと】

委員会の委員構成は、まちづくりの担い手である、市民、市議会議員、市職員による構成とします。

懇談会では、委員会は、戸田市の自治を支えている町会・自治会やNPOとともに、市内に住所を有する人、通勤・通学者、事業を営んでいる人、様々な人が集まれる場、いわゆる市民の集約の場となれば良いということが共有されました。その中では、活動を実践している人とそうでない人がそれぞれ参加できるような組織が良いという意見がありました。

また、ある分野に特化した意見を持っている市民に偏ることなく、全体的にまちづくりを見渡せる市民も含めた、多くの市民が参加できる委員会組織であれば良いという意見や、自分たちがまちづくりを行っている意識が無くても、その活動がまちづくりにつながっていることもあるので、そういった人たちも参加できるような組織となれば良いという意見もありました。

推進委員会の人数については、分科会を設定する可能性があることを想定すると、ある程度の人数が必要であるが、議論ができなくなるほど多くならないようにすべきという意見がありました。

また、世代でいえば、若者の参加が重要であり、小中学生や高校生からまちづくりに参加できるような仕組みも必要だという意見もありました。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは補欠委員を委嘱する。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部協働推進課において処理する。

【協議の足あと】

懇談会では、推進委員会は固い会議体ではなく、自治を楽しむという理念に基づき、楽しく議論ができる場となれば良いという意見がありました。

そのような会議となるよう、当面の間は事務局が運営方法等を創意工夫する必要があり、その後は推進委員会が議論できる場づくりが出来るようになれば良いという意見もありました。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成27年 月 日から施行する。